

重要事項説明書

ぴっころきっず西早稲田

1. 事業所の運営主体

事業者の名称	株式会社プライムツーワン
代表者氏名	代表取締役 佐藤 範夫
法人の所在地	北海道札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3
法人の電話番号	011-859-3393

2. 事業の目的

事業の目的	児童福祉の理念に基づき、一人一人の子どもの人権を尊重し、互いの存在を認め合う心豊かな子どもの健全育成に向けた保育を行うとともに、子育てに関する事業を行い、地域における保育や子育ての向上に寄与します。
運営方針	1. お子様達の健やかな成長、心身の発達を保障する保育の創造 2. 働く父母の就労をサポートし、安心して働き続けられる保育園 3. 保護者・保育士・弊社、相互の信頼関係に基づく環境作り
保育内容	・「食事、睡眠、遊び」を大切にし、健やかな心身の発達を保障する ・友達との関わりあいの中から、集団の仲間意識や思いやりの心を育む ・一人ひとりの個性を尊重し、主体性や創造性を育む ・健康でたくましく丈夫な身体を育む ・日常生活体験の中から、基本的な生活習慣の自立や自主性を育む

3. 保育所の概要

名称	ぴっころきっず西早稲田
所在地	東京都新宿区西早稲田3丁目9-14
開所年月日	令和2年4月1日
電話番号	03-3209-2267
施設長氏名	吉野 善人
入園定員 (年齢別) 計63名	1歳児(11名) 2歳児(13名) 3歳児(13名) 4歳児(13名) 5歳児(13名)
職員数	保育士 11名 調理員 3名 補助0名
取扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、一時保育 障害児保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、保育、サービス内容の向上に努めます。
職員への研修実施状況	・採用時研修 ・中堅保育士研修会 ・責任者研修会 ・保育研修会 ・社外研修会
連携医療機関	助川クリニック タスクデンタルオフィス

4. 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月～土曜日
開所時間	7時00分から20時00分
基本開所時間	7時00分から18時00分(保育標準時間) 9時00分から17時00分(保育短時間)
うち延長保育時間	18時00分から20時00分(保育標準時間) 7時00分から 9時00分(保育短時間) 17時00分から20時00分(保育短時間)
休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

5. 施設の概要

建 物	R C造 3階建
施設の内容	1歳児室⇒36.35㎡ 2歳児室⇒25.78㎡ 3歳児室⇒26.31㎡ 4/5歳児室⇒51.63㎡ 調理室⇒25.22㎡ 幼児専用トイレ
安全保障	施設賠償保険（東京海上日動 事業活動包括保険）
その他	屋外遊戯場： 甘泉園公園 公園面積 14,235.35㎡

6. 職員体制

	配置人数	常勤者	非常勤者	職務の内容
施 設 長	1 人	1人		園務をつかさどり、所属職員を監督
保 育 士	10 人	9人	1人	保育計画の作成、実施、その他保育上必要な事項
調理職員	3 人	3人	0人	給食材料費の購入、調理の実施など

※嘱託医…2人（小児科医1人、歯科医1人）

※開所時間内には、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤（正規職員）の保育士が1人以上保育に当たります。

7. 昼食等について

昼食・おやつ	○昼食・おやつは、全て園で用意します。 ○保護者の方へは、前月末までに翌月の献立表を配布します。
アレルギー等への対応	○アレルギーについては、食材除去など可能な限り対応します。 ○入園前の個別オリエンテーションで、除去食の対応が難しいと判断した場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめご了承下さい。
衛生管理等	弊社各種マニュアル及び新宿区からの指導を順守します。 尚、栄養士・調理師及び保育士は、毎月検便を行います。

8. 延長保育料について

(1) 時間外保育に係る保育料（延長保育）

時間 保育標準	1時間延長		日額 400円	(補食対応：金額込)
	2時間延長		月額 4,000円	
認定 保育短時間	前延長	1時間延長	日額 600円	(夕食対応：金額込)
		2時間延長	月額 6,000円	
	後延長	1時間延長	日額 400円	(補食対応：金額込)
		2時間延長	日額 800円	
		3時間延長	日額 1,000円	

9. 保育料以外の実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので別途お支払いいただきます。

3・4・5歳児	金額
道具箱	890円
はさみ	390円
のり	240円
パステル(クレヨン)	500円
粘土	370円
粘土ケース(ヘラ付)	550円
粘土板	500円
シール帳 シール	380円 380円
自由画帳	340円
合計	4500円

※希望者のみの購入です。

10. 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 利用の開始

子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により新宿区が行うあっせん及び要請を受けたときに利用を開始します。

入園に関する手続き、選考に関する事項は、居住地市区町村の対応となります。

(2) 利用の終了

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

ア 2号認定の子どもが小学校就学の始期に達したとき。

イ 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じ、保育の提供の継続が適当と認められないとき。

(3) 退園の手続き

保護者は、当園を退園しようとするときは、原則として退園をする月の末日までに、施設長又は新宿区に対し退園届を提出するものとします。

11. 保育室と保護者の連絡について

(1) 保護者への情報の公開

- ・ 毎日の保育内容の園内掲示
- ・ 給食メニュー表の配布及び給食サンプルの展示
- ・ 園だよりの発行（月に1回）
- ・ 保護者懇談会の実施
- ・ 個別連絡帳の作成

(2) 保護者の意見の反映

- ・ 定期的な保護者会・運営委員会の実施による、意見交換
- ・ 個人懇談会による、個別意見の収集（入園時及び年に数回の実施）
- ・ アンケート調査の実施
- ・ 日々の連絡帳による、保育士との意見の交換
- ・ 弊社本部への連絡協を明示し、保育園への意見や要望を、保育園のみならず、常に保護者が直接伝えられるよう工夫します。

(3) 個人面談

入園時及び年1回の定期個人懇談を実施し、個々の成長発達についての相談や、子どもに関する家庭と保育園相互の情報の交換を通し、家庭と保育園が同じ視点で子どもに接していけるよう、認識を深めることを目的とする。また、保護者側から意見を頂き、保育園運営に活かします。

(4) お便り

毎月発行し、保育の様子を幅広く伝えると共に、今後の保育の予定や保護者への連絡等を目的とします。

1 2. 保護者会について

在籍する乳幼児の保護者により構成され、年2回の総会及び必要に応じ臨時総会を実施する。保育園からは行事やできごと、運営委員会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者のご意見をいただく場とします。

1 3. 運営委員会について

年2回の開催予定とする。保護者・事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の場に立った良質な保育を行うために開催するものとします。

1 4. 健康診断等について

(1) 年2回の健康診断実施

園児の健康状態把握のため、年2回の内科健診と1回歯科健診を行う。健診の結果を記録し、保育に活用するように努めるとともに、家庭に連絡し保護者が子どもの状態を理解できるようにします。結果に応じて、市町村や保健所、医療機関と連携を取り、必要によっては協力を求めます。

(2) 毎月の身体測定（身長・体重）

計測の結果については、園管理及び保護者へ知らせるとともに、母子手帳を有効に活用し、市町村や保健所などの保健活動と相互に連携する上で役立てるようにします。

1 5. 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

送迎について	自動車での送迎は禁止です。自転車の場合は駐輪のルールを厳守して下さい。駐輪場は送迎時のみの利用となります。尚、ベビーカーをご使用の場合は、お預かり致しますのでお申し出下さい。
欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日の欠席連絡、又は登園が遅れる場合は、9時30分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合 延長保育が必要な場合	当初のわかり次第早めにご連絡ください。保育時間以外の時間につきましては、時間外(延長)保育となります。(延長保育申し込みの有無にかかわらず、所定の保育時間以外の保育は延長保育料がかかります。)
毎朝の健康診断伝達	登園前に必ず体温や健康状態の確認を行って下さい。
感染症について	麻疹、百日咳、水疱瘡、流行性耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、お休みして下さい。医師の完治証明書により、登園許可させていただきます。インフルエンザ・コロナに関しては登園届の提出になります。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。但し、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
世帯状況に変更が生じた場合	次に掲げる事項に該当している場合は、保護者の方から速やかに区にお届けください。当園からも当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により、保育必要量の区分の変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により、支給認定の変更認定が必要であるとき。

16. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

17. 賠償責任保険の加入（東京海上日動火災）

補償レベル： 賠償責任保険…1事故あたりの支払い限度額 施設・事業活動 500,000千円

18. 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	助川クリニック 助川 敦子	
	住所	新宿区高田馬場 1-5-10	電話 03-3209-3333
嘱託歯科医	氏名	タスクデンタルオフィス 高木 翼	
	住所	新宿区高田馬場 1丁目 1-13 セントエルモ西早稲田 1F 電話 03-5155-0085	
消防署	管轄消防署名	新宿消防署 戸塚出張所	
	所在地	新宿区大久保 3-14-6	電話 03-3205-0119
警察署	管轄警察署名	戸塚警察署	
	所在地	新宿区西早稲田 3-30-13	電話 03-3207-0110

19. 非常災害時の対策

防災管理者	氏名	吉野 善人	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施します。		
	訓練に伴い、消火訓練を毎月1回行うものとする。 年1回 水害訓練 不審者対応訓練 救命訓練 数回 通報訓練の実施		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器		
避難場所	一時避難場所	戸塚第一小学校	
	広域避難場所	早稲田大学戸山キャンパス	

(1) 引き渡しについて

災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させる場合があります。

(1) 保護者と連絡が取れないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

20. 保育内容に関する相談・苦情

保育室相談・苦情受付担当者	(株)プライムツーワン 橋脇・橋本
住 所	札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3
電 話	011-859-3393 0120-978-331
FAX番号	011-859-3391
E-MAIL	info@prime21h.co.jp
受付方法	文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受付けます。

運営委員会

委 員	全国専修学校各種学校総連合会 会 長 小林 光俊 先生 敬心学園本部 03-3200-9071
委 員	税理士法人あかり会計 税理士 市川 恵美子 先生 011-330-7711

第三者苦情解決委員

第三者苦情解決委員	中川 知也 電話 090-1644-7499 田村 毅 電話 090-9517-4009
受付時間	平日 9:00~17:00
受付方法	電話にて相談・苦情を受け付けます。

苦情受付・解決

責任者	施設長	吉野 善人
-----	-----	-------

21. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報は、個人情報の保護に関する法律に準じて適切に取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

イ 保育の提供にあたり市区町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

居住地市区町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外（延長）保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

(3) 同意書の提出

ア 園内での写真撮影等は園との契約業者のみとしインターネットでの販売を行い、ここにかかわる事項については入所時に同意書にて署名・押印を頂くものとする。

<運営会社>

〒062-0055

札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3 プライムビル3F

TEL (011) 859-3393

FAX (011) 859-3391

株式会社 プライムツーワン